

令和3年度事業計画

1 基本方針

全ての県民が住み慣れた地域において、健康で生き生きと安心して生活できる環境を整えていくことが、より一層重要な課題となっている。

この課題に対して、当法人は、県が出資する公益法人として、地域医療の確保やがん対策をはじめとする総合的な健康づくりを推進するとともに、医療と介護等の連携を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進するなど、県民の健康に関する各種事業の効果的な推進を図ることとする。

2 事業内容

(1) 地域医療支援センター運営事業（県受託事業）

県内の地域医療の確保に向けて、医師の養成や地域偏在解消のための配置調整、医師の誘致や活躍支援、地域医療の環境整備等に総合的かつ機動的に取り組む。

(ア) 医師の養成・配置調整

ア) 地域医療セミナー等実施事業

広島大学ふるさと枠や自治医科大学等の医学生を対象に、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療マインドの醸成を図る地域医療セミナー等を実施し、地域医療を支える人材を育成する。

イ) 医師の配置調整

中山間地域の医療提供体制の確保をめざして、広島大学ふるさと枠及び岡山大学地域枠広島県コース等の医師の配置調整を医師本人のキャリア形成上の希望に配慮しつつ地域の医療機関や市町等の意向を踏まえて、大学や県等と連携して行う。

(イ) 医師の誘致

ア) 臨床研修病院の支援事業

初期臨床研修医の確保に向けて、県内臨床研修病院が研修医を誘致するために実施する県内外でのPR活動などの支援を行う。

イ) 専門医制度への対応

県内基幹施設の専門研修プログラムをホームページ「ふるさとドクターネット広島」等で紹介するとともに専攻医の採用状況等を調査することにより、

県内の専攻医の増加に資する。

ウ) 県外医師の県内誘致や医師の就業支援事業

「ふるさとドクターネット広島」等を活用して県内医療機関の求人情報を提供するとともに、医師の県内誘致活動や就業あっせんを行う。

(ウ) 医師の活躍支援

ア) 女性医師の活躍環境整備事業

女性医師の活躍環境整備と離職防止のために、医療機関が実施する女性医師等の短時間正規雇用制度の導入や宿直等への代替職員の活用などの取組を支援する。

イ) 若手医師等の人材育成支援事業

基幹病院等や大学病院の指導医等のグループが行う複数の医療機関等の若手医師を対象とする研究会等の活動を支援する。

(エ) 地域医療の環境整備

ア) 「広島県医療対策協議会」等の事務局業務

医師確保対策の実施に係る関係者間の協議・調整を行う場として設置された「広島県医療対策協議会」及び広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として設置された「広島県へき地医療支援機構」の事務局運営を担う。

イ) 地域医療連携の促進

中山間地域の「芸北」「備北」「福山」地域における若手医師等の研修・研鑽やネットワークづくりなどの中核的な医療機関を中心とした広域的連携の促進を図る。

ウ) 情報収集・情報発信

県内医療機関のニーズや医療情報の収集を行うとともに、「ふるさとドクターネット広島」による情報発信と県内医療機関の魅力を PR する広報冊子の発行等を行う。

(2) 総合健診等推進事業

(ア) 健診事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，高齢者の医療の確保に関する法律，健康増進法，労働安全衛生法，学校保健安全法，原爆被爆者

の医療等に関する法律等に基づく健診・保健指導を受託し、検診車による集団検診や来所による施設検診、保健指導など総合的に実施する。

実施に当たっては、胃がん・大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん及び特定健診の5つの専門委員会の指導を受けて健診・保健指導技術と精度管理の向上に努める。

ア) 結核検診事業

市町及び学校・事業所等の連携を図りながら巡回検診を実施し、結核の早期発見に努める。

高齢者・障害者対応型デジタル検診車を有効に活用し、老人保健施設などの高齢者・障害者に対する結核検診を積極的に実施する。

また、県の委託を受けて、結核の集団発生時における定期外検診(エックス線撮影)を実施する。

イ) 住民健診事業(健康診査・がん検診)

市町からの委託を受けて、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法に基づく特定健康診査、健康診査等に併せ、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん及び肺がん検診を積極的に行うほか、従来のB・C型肝炎検査、骨粗しょう症検診、PSA(前立腺特異抗原)検査による前立腺がん検診を引き続き行い、総合的健診事業を実施する。

ウ) 事業所等健診事業

事業所からの委託を受けて、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断、石綿及びじん肺健康診断、特定化学物質等健康診断、有機溶剤健康診断等を実施するほか、行政指導による腰痛・頸肩腕健康診断、VDT作業健康診断等を実施する。

このほか、任意の健康診断として、生活習慣病予防健診、各種がん検診等を、また、全国健康保険協会管掌健康保険適用事業所を対象に、生活習慣病予防健診を引き続き実施する。

更に、労働安全衛生法の改正により平成28年12月から義務化されたストレスチェックを積極的に推進する。

エ) 学校検診事業

学校からの委託を受けて、学校保健安全法に基づく児童・生徒・学生の健康診断を実施する。

オ) 原爆被爆者検診事業

県・市町からの委託を受けて、被爆者の一般検査・肝機能検査・特定健康診査を実施するほか、希望者については各種がん検診を実施する。

カ) 施設健診事業

施設内において、事業所等の一般定期健康診断、生活習慣病予防健診、レディース検診及び日帰り人間ドック等を実施する。

キ) 特定保健指導事業

市町をはじめ、国民健康保険組合、全国健康保険協会管掌健康保険、企業健康保険組合等の要請に応じ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の予防・改善に向けて対象者ごとの課題に応じたきめ細かな特定保健指導を積極的に実施するほか、健診結果内容の問合せにも対応する。

ク) 予防接種センター事業

市町が行う予防接種を受けられなかった人や海外渡航者などのために予防接種を実施するとともに、予防接種に関する相談に対応する。

(イ) 健康づくり啓発事業

健康づくりに関する総合的な啓発、普及、情報の収集・管理・提供を行う。

ア) 啓発普及事業

がん征圧月間(9月)、生活習慣病予防月間(2月)、世界結核デー(3月24日)や結核予防週間(9月)のほか、ピンクリボンキャンペーン、リレーフォーライフなど年間を通じて生活習慣病予防や結核予防等に関するパネル展の開催、広報誌の発刊、ビデオ・展示パネルの貸出し、パンフレットの配布等を行い、広く健康づくりの意識啓発に努める。

イ) 調査研究事業

広島大学と連携し、県民の肝炎対策に係る調査研究を実施し、健診情報データの解析・評価を行う(モデル地区4市町選定)

ウ) 複十字シール募金事業

結核をはじめとする胸部疾患の予防思想の普及を図るため、結核予防会が全国的に展開する複十字シール運動キャンペーンを行う。

(ウ) がん検診受診率向上対策事業

「広島県がん対策推進計画」の全体目標「がんによる死亡率10%減少」に向け、早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率向上を促進し、

受診率50%以上を目指すため、「がん検診へ行こうよ」推進会議会員が行うセミナーなどの受診啓発への支援，市町が行う個別受診勧奨に対する支援，市町が実施する「がん検診推進員」の養成支援，職域で行う被扶養者向け受診勧奨に対する支援及び養成された推進員に対するフォローアップ研修への支援，職域を対象としたがん検診受診勧奨などに関する講演を積極的に行う。

(エ) がん検診精度管理推進事業

がん検診によりがんによる死亡者を減少させるためには，国が定める指針に基づき，正しい方法でがん検診を実施する必要がある，県内市町が実施するがん検診の精度向上のため，専門家による評価を行うとともに，市町担当者や従事者の研修を実施する。

また，引続き市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会を開催して，安全管理を含めた精度管理の徹底を図る。

(オ) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する。

予防接種法の臨時接種に関する特例を遵守して各市町からの委託を受け接種会場へ医師・看護師・事務職員等を派遣する。

(3) 地域包括ケア推進センター運営事業（県受託事業）

各市町の実情に応じた地域包括ケアシステムの強化を図るため，介護予防の充実，生活支援体制の整備，自立支援型ケアマネジメントの推進等に係る市町職員等を対象とした人材育成等の業務を行う。

また，支援が必要な市町に専門職（アドバイザー）を派遣するなど，課題解決に向けた取組を支援するほか，地域包括ケアシステムの充実に資する様々な情報を発信することなどにより，地域包括ケアシステムの質の向上を図る。

(ア) 介護予防の推進に向けた体制の整備

ア) 地域づくりによる介護予防推進支援事業

住民運営の通いの場の立上げ及び継続支援に係る広島県アドバイザー等を市町へ派遣し，必要な助言等を行う。

イ) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業

各市町における介護予防を推進するに当たり、リハビリテーション専門職等関係者の共通認識の醸成及び高齢者本人の能力と意欲を引き出すスキルの習得を図るとともに、地域リハビリテーション支援体制の強化を図るために研修を実施する。

ウ) 介護予防活動普及展開事業

自立支援型地域ケア個別会議の立上げ及び継続支援等に係る広島県アドバイザーを市町へ派遣し、必要な助言等を行う。また、自立支援型地域ケア個別会議の助言者の質の向上を図るため、研修を実施する。

(イ) 生活支援体制の整備

ア) 生活支援コーディネーター養成研修

市町が選任した生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を対象とした養成研修を実施する。

イ) 生活支援コーディネーター育成研修

生活支援コーディネーターを対象とした育成研修を実施する。

ウ) 生活支援コーディネーター圏域別意見交換会

生活支援コーディネーターを対象とした圏域別の意見交換会を実施する。

エ) 市町担当者情報交換会

市町職員の相互研鑽や情報交換を目的とした情報交換会を実施する。

オ) 生活支援コーディネーター研修検討会議

生活支援コーディネーターの研修を実情に即した内容の企画とするため、研修検討会議を開催する。

(ウ) 自立支援型ケアマネジメントの推進

ア) 自立支援型ケアマネジメント研修

市町等関係職員の共通認識の醸成及び高齢者本人の能力と意欲を引き出すスキルの習得を図るため、自立支援型ケアマネジメントマニュアルを活用した研修を実施する。

イ) 短期集中予防サービス実践研修

短期集中予防サービスの効果的な実施のため、短期集中予防サービス実践トレーニングマニュアルを活用した研修を実施する。

(エ) 高齢者の自立支援に係る研修及びツール作成

生活支援体制の充実を図るためのツールとして DVD を作成する。また、地域支援事業の連動性の理解を促すツールとして作成した DVD を活用し、高齢者の自立支援に関する研修を実施する。

(オ) 市町等支援

市町支援を実施する保健所に対する専門職によるバックアップを実施する。

ア) 在宅生活改善調査

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護支援専門員等に対し、在宅療養者の実態把握を行い、保健所が実施する市町支援の資料とする。

イ) 情報交換会の実施

地域包括ケアシステムに係る市町の課題について、情報を共有し、解決に向けた取組を支援するため、情報交換会を実施する。

ウ) データを活用した地域分析手法等研修

データに基づく地域分析・地域診断手法等の習得を図るため、関係機関と連携を取りながら、地域分析手法等研修を実施する。

(カ) 専門相談、高齢者権利擁護関連事業

市町及び地域包括支援センターでは対応が困難な認知症介護、高齢の権利擁護及び虐待について、専門職員による相談援助の実施や事例の解決を図る。

また、高齢者虐待への適切な対応及び防止を図るため、市町及び地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等に研修を実施する。

(キ) 情報発信・普及啓発

地域包括ケアシステムの充実に資する情報、研修・活動等をホームページに掲載するとともに、パンフレットを作成し、配布するなどにより、情報発信・普及啓発を行う。

(4) 健康福祉センター管理運営事業（県受託事業）

県の公の施設である健康福祉センターの管理運営業務について、第7期指定期間（令和3年度～令和7年度）において、当法人が指定管理者として事

業を実施する。

初年度にあたる令和3年度から、会議室利用料の値上げを行う。

事業の実施に当たっては、設備の保全や設備備品等の更新・充実により、快適で安全な環境づくりとサービス向上に努めるとともに、施設利用の広報活動を積極的に行い会館の利用促進を図る。